埼玉県章及び埼玉県旗の制定

昭和三十九年九月一日
告示第六百五十二号

埼玉県章及び埼玉県旗を次のように定める。

埼玉県章



埼玉県旗



旗の地色は白とし、県章（まがたま）部分は、赤（ＪＩＳ　五Ｒ四・八一六）染め抜きとする。

埼玉県章及び埼玉県旗の図法

埼玉県章及び埼玉県旗の図法は、次のとおりとする。

